

議案第六十六号

港区防災会議条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年九月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区防災会議条例の一部を改正する条例

港区防災会議条例（昭和三十八年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第一号中「および」を「及び」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第二条第三号中「前各号」を「前三号」に、「または」を「又は」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

第三条第五項に次の二号を加える。

十二 自主防災組織を構成する者又は学識経験者

十三 陸上自衛隊の隊員

第三条第六項中「五十二人」を「六十九人」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第五項第十二号に規定する委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第六条第四項中「五十人」を「五十三人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十一号）の施行による災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部改正及び防災会議の委員構成の見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。